

行動計画

社員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和2年4月1日～令和7年3月31日までの5年間

2. 内容

目 標：5月15日基準日、11月15日基準日に、年次有給休暇の取得日数を1人当たり平均年間5日以上とする。

<対策>

- 令和2年4月～ 年次有給休暇の取得状況について実態を把握
- 令和2年4月～ 有給休暇取得状況を三か月に一度把握し、取得状況により取得促進を行う。